

滋賀県立高等学校学び直し支援金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県立高等学校における教育にかかる経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後再び、滋賀県立高等学校で学び直す生徒（以下「生徒」という。）に対し、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に基づく滋賀県立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 学び直し支援金の補助対象は、次の各号の全てに該当する対象校の生徒のうち、次条に規定する滋賀県教育委員会による受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業または修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に法第2条に規定する高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金にかかる新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者または同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金（都道府県が実施する同種の補助金を含む。）の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

（受給資格の認定等）

第3条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、学校長を通じて、知事に対し、学び直し支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項に規定する受給資格の認定に関し、その他必要な事項については、別途、知事が定めるものとする。

（支援金の額）

第4条 学び直し支援金の額は、毎年度、受給権者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項および第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項および第2項ならびに省令第5条第1項および第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

（学校長への委任および代理受領）

第5条 受給権者は、学び直し支援金の受領および受領に必要な事務手続きについて、学校長に委任するものとし、学校長は、受給権者から委任された支援金の受領および受領に必要な事務手続きを受任するものとする。

- 2 学校長は、交付を受けた学び直し支援金を、当該受給権者の授業料にかかる債権の弁済に充当するものとし、他の用途に流用してはならない。

（交付申請）

第6条 第3条の規定により生徒が受給資格の認定を受けたときは、学校長に交付申請を委任することとし、学校長は、別記様式第1号の交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請にかかる書類等により当該申請の内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めるときはその交付を決定するものとする。

- 2 知事は、学び直し支援金の交付を決定したときは、その内容を学校長に通知するものとする。
- 3 学校長は、前項の規定により交付決定の通知を受けたときは、その内容を受給権者に通知するものとする。
- 4 前2項の規定は、次条に規定する交付の変更および第10条に規定する額の確定について準用する。

(交付の変更)

第8条 学校長は、学び直し支援金の交付の決定を受けた後、交付決定の内容に変更が生じるときは、あらかじめ別記様式第2号により変更交付の申請を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の変更交付の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の決定を変更すべきものと認めたときは、変更交付の決定をするものとする。

(実績報告)

第9条 学校長は、前2条の交付決定を受けた翌年度の4月10日までに、別記様式第3号の実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定するものとする。

(交付の方法)

第11条 学び直し支援金の交付は、原則として前条の規定により交付すべき当該支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合は、学び直し支援金の全部または一部を概算払することができる。

- 2 学校長は、前項の規定により学び直し支援金の交付を受けようとするときは、別記様式第4号の支払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、学び直し支援金の交付の決定(変更交付の決定を含む。以下同じ。)の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 学び直し支援金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、当該支援金の

全部または一部が必要でなくなった場合

- (2) 学び直し支援金の交付を受けた者が、本要綱、支援金の交付の決定の内容その他法令またはこれに基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

(支援金の返還)

第13条 知事は、前条の取消しを行った場合には、当該取消しにかかる部分に関し、既に、学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 学び直し支援金の交付を受けた者は、前項の規定により学び直し支援金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金の全部または一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第14条 学び直し支援金の交付を受けた学校長は、支援金の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を備え、支援金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(指示または検査)

第15条 知事は、学び直し支援金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(機密保持)

第16条 学校長は、学び直し支援金の交付にあたって受給権者およびその保護者等について知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。